

海洋環境整備事業の充実と体制拡充を求める意見書

今、国の事業として進められている海洋環境整備事業は、海上の浮遊ゴミや油の回収により船舶の航行の安全を守り、海洋の豊かな自然環境を維持している、住民の生活や安全に欠かせない重要な国の役割である。ここ、瀬戸内海においても船舶事故などによる油流出事故が相次いでおり、油防除体制の強化や海面浮遊ゴミ・油回収船の体制の充実が求められている。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、海洋環境整備事業に従事する国の船舶が、震災の翌日から災害支援物資を積み込み、海上から各被災地の港に運び入れた。また、4隻が約1箇月間にわたり海上浮遊物の回収作業にあたるなど、港湾機能の復旧に大きな役割を果たした。このような東日本大震災の教訓を踏まえ、2013年6月には「港湾法」が改正され、非常災害時における港湾機能の維持・早期復旧の国の役割が改めて定められた。

今年、1月には三大湾（東京湾・伊勢湾・大阪湾）が国の役割としての対象に指定されたところであり、今後、南海トラフ巨大地震などの防災対応が急がれる状況の下、三大湾以外の海域においても、非常災害時の国の責任と役割を果たすべく、早急に指定されることが重要である。

中でも、瀬戸内海は、閉鎖された海域で貴重な漁業資源の宝庫でもあり、大小無数の島々が存在する美しい自然環境を有している。古来より人の営みの基礎として海上交通が発展してきた地域でもあり、現在も数多くの船舶が航行している。こうした自然やより安全な物流の機能を次世代に継承していくためにも、海洋環境整備事業の充実と拡充が必要である。

よって、下記事項について実現するよう国及び政府に対し強く要望する。

記

- 1 海洋の環境と船舶航行の安全を守る、海洋環境整備事業を国の役割として充実すること。
- 2 非常災害時に国民生活を守るため、緊急支援物資の輸送や港湾機能の維持・早期復旧を行う国の防災体制を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年（平成26年）6月19日

高砂市議会